

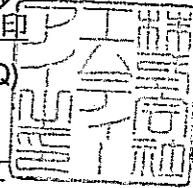
# 株式取扱規程変更通知書

2007年1月18日提出

株式会社ジャスダック証券取引所  
代表執行役社長 筒井 高志 殿

株式会社エムティーアイ  
代表取締役社長 前多 俊宏

(コード・9438 JASDAQ)



2007年1月18日開催の当社取締役会において、下記のとおり株式取扱規程の変更について決議しましたのでお知らせします。

## 記

### 1. 変更の趣旨および目的

会社法施行および当社第11期株主総会決議に基づく定款変更（新定款第10条）により、本規程を変更します。

### 2. 変更内容（下線部が変更箇所）

変更後	現行
第1章 総則  (目的) 第1条 当社の株式、 <u>新株予約権</u> および端株に関する取扱いおよび手数料については、 <u>定款第10条の規定</u> に基づき本規程に定めるところによる。	第1章 総則  (目的) 第1条 当社の株式および端株に関する取扱いおよびその手数料については、 <u>定款第11条</u> に基づき本規程に定めるところによる。

変 更 後	現 行
<p>(株主名簿管理人、事務取扱場所および取次所)</p> <p>第 2 条 当社の株主名簿管理人、同事務取扱場所、および同取次所は次のとおりとする。</p> <p><u>株主名簿管理人</u></p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 同事務取扱場所</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>同 取 次 所</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社 全 国各支店</p> <p>本規程による手続きおよび当社が株 主名簿管理人に事務を委託した事項に ついての請求または届出等の手続き は、<u>株主名簿管理人</u>に対して行うもの とする。</p> <p>ただし、実質株主が本規程に定める請 求または届出等を行う場合には、本規 程に特に定めるものを除き、証券保管 振替機構（以下「機構」という）また は<u>機構の参加者</u>（以下「参加者」とい う）の定めるところにしたがい、機構 または参加者を經由して行うものとす る。</p>	<p>(名義書換代理人、事務取扱場所、取扱所および取次所)</p> <p>第 2 条 当社の名義書換代理人、同事務取扱場所、同事務取扱所および同取次所は次のとおりとする。</p> <p><u>名義書換代理人</u></p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 同事務取扱場所</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>同 取 次 所</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社 全 国各支店</p> <p>本規程による手続および当社が名義 書換代理人に事務を委託した事項につ いての請求または届出等の手続は、<u>名義 書換代理人</u>に対して行うものとする。</p> <p>ただし、実質株主が本規程に定める届出 等を行う場合には、本規程に特に定める ものを除き、<u>財団法人証券保管振替機構</u> （以下「機構」という）又は参加者の定 めるところにしたがい、機構又は参加者 を經由して行うものとする。</p>

変 更 後	現 行
<p>(株券の種類)</p> <p>第 3 条 当社が発行する株券の種類は 1 株券および 10 株券の 2 種類とする。ただし、必要があるときは、上記以外の株式数を表示した株券を発行することができる。</p> <p>機構名義の株式については、前項の規定にかかわらず、その請求に基づき前項に定める株式数以外の株式数を表示した株券を発行することができる。</p>	<p>(株券の種類)</p> <p>第 3 条 当社が発行する株券の種類は 1 株券、10 株券の 2 種類とする。ただし、必要があるときは、上記以外の株式数を表示した株券を発行することができる。</p> <p>機構名義の株式については、前項の規定にかかわらず、その請求に基づき前項に定める株数以外の株数を表示した株券を発行することができる。</p>
<p>(請求または届出等)</p> <p>第 4 条 本規程による請求または届出等は、当会社の定める書式により、第 15 条の規定による届出印を押印しなければならない。</p> <p>請求または届出等について、代理人より行うときは、代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書類を、提出しなければならない。</p>	<p>(請求、届出または申出方式)</p> <p>第 4 条 本規程による請求、届出または申出は、当会社の定める書式により、これに第 14 条の規定による届出印を押印しなければならない。</p> <p>請求、届出または申出について、代理人より行うときは、代理権を証する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証する書類を、提出しなければならない。</p>
<p>第 2 章 名義書換</p> <p>(名義書換)</p> <p>第 5 条 株主名簿への記載または記録(以下「名義書換」という)を請求するときは、所定の請求書に株券を添えて提出しなければならない。</p> <p>譲渡以外の事由により株式を取得した者が名義書換を請求するときは、前項の手続きによるほか、取得を証明する書面を提出しなければならない。ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。</p>	<p>第 2 章 名義書換</p> <p>(名義書換)</p> <p>第 5 条 株式の名義書換を請求するときは、請求書に株券を添えて提出しなければならない。</p> <p>譲渡以外の事由により株式を取得した者が名義書換を請求するときは、当会社の請求によりこれを証する書面および株券を提出しなければならない。</p>

変 更 後	現 行
<p style="text-align: center;">第 3 章 実質株主名簿</p> <p>(実質株主の通知)</p> <p>第 7 条 実質株主が、当社の実質株主名簿への記載または記録を請求するときは、その口座を有する機構または参加者に対し、実質株主名簿に記載または記録すべき氏名および住所その他必要な事項を届け出、法令および機構の定める規則により、当社の株主名簿管理人に実質株主として通知されなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 実質株主名簿</p> <p>(実質株主の通知)</p> <p>第 7 条 実質株主が、当社の実質株主名簿への記載を請求するには、その口座を有する機構又は参加者に対し、実質株主名簿に記載すべき氏名及び住所その他必要な事項を届出、法令及び機構の定める規則により、当社の名義書換代理人に実質株主として通知されなければならない。</p>
<p>(実質株主名簿と株主名簿の合算)</p> <p>第 9 条 実質株主名簿に記載または記録された実質株主の氏名および住所が株主名簿に記載または記録された氏名および住所と同一であると認められるときは、株主権の行使に関しては、それぞれの株式数を合算する。</p>	<p>(実質株主名簿と株主名簿の合算)</p> <p>第 9 条 実質株主名簿に記載された実質株主の氏名及び住所が株主名簿に記載された氏名及び住所と同一であると認められるときは、株主権の行使に当たり、実質株主名簿に記載された株数と株主名簿に記載された株数とを合算する。</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 新株予約権原簿</p> <p>(新株予約権原簿への記載または記録)</p> <p>第 10 条 新株予約権原簿への記載または記録を請求するときは、所定の請求書を提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 質権および信託</p> <p>(質権の登録または抹消)</p> <p>第 11 条 株式につき質権の登録、変更またはその抹消を請求するときは、請求書に質権設定者および質権者が連署し、株券を添えて提出しなければならない。</p> <p>実質株主が質権の登録、変更またはその抹消を請求するときは、前項にかかわらず、その口座を有する機構または参加者にその旨を申し出るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 質権及び信託</p> <p>(質権の登録または抹消)</p> <p>第 10 条 株式につき質権の登録、変更またはその抹消を請求するときは、請求書に質権設定者および質権者が連署し、株券を添えて提出しなければならない。</p> <p>実質株主が質権の登録、変更又はその抹消を請求するときは、前項にかかわらず、その口座を有する機構又は参加者にその旨を申し出るものとする。</p>

変 更 後	現 行
<p>( 信託財産の表示または抹消 )</p> <p>第 1 2 条 株式につき信託財産の表示またはその抹消を請求するときは、委託者または受託者が請求書に株券を添えて提出しなければならない。</p> <p>実質株主が信託財産の表示またはその抹消を請求するときは、前項にかかわらず、その口座を有する機構または参加者にその旨を申し出るものとする。</p>	<p>( 信託財産の表示または抹消 )</p> <p>第 1 1 条 株式につき信託財産の表示またはその抹消を請求するときは、委託者または受託者が請求書に株券を添えて提出しなければならない。</p> <p>実質株主が信託財産の表示又はその抹消を請求するときは、前項にかかわらず、その口座を有する機構又は参加者にその旨を申し出るものとする。</p>
<p>第 6 章 株券不所持</p> <p>( 株券不所持の申出 )</p> <p>第 1 3 条 株券不所持の申出をするときは、申出書に株券を添えて提出しなければならない。ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。</p> <p>前項の申出があったときは、当会社は株券を不発行とする。</p>	<p>第 5 章 株券不所持</p> <p>( 株券不所持の申出 )</p> <p>第 1 2 条 株券不所持の申出をするときは、申出書に株券を添えて提出しなければならない。ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。</p> <p>前項の申出があったときは、当会社は株券を不発行とする。</p>
<p>( 不所持株券の発行請求 )</p> <p>第 1 4 条 株券不所持の申出をした株主が株券の発行を請求するときは、その旨の請求書を提出しなければならない。</p>	<p>( 不所持株券の交付請求 )</p> <p>第 1 3 条 株券不所持の申出をした株主が株券の発行または返還を請求するにはその旨の請求書を提出しなければならない。</p>
<p>第 7 章 諸 届</p> <p>( 株主等の住所、氏名および印鑑の届出 )</p> <p>第 1 5 条 株主、実質株主、登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、住所、氏名および印鑑を届け出なければならない。ただし、外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。</p> <p>前項の届出事項に変更があったときは、その旨を届け出なければならない。ただし、前項の届出のうち、実質株主の届出印鑑のみを変更する場合には、直接当会社の株主名簿管理人に届出るものとする。</p>	<p>第 6 章 諸 届</p> <p>( 株主等の住所、氏名および印鑑の届出 )</p> <p>第 1 4 条 株主、実質株主、登録質権者またはそれらの法定代理人は、住所、氏名および印鑑を届け出なければならない。ただし、外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。</p> <p>前項の届出事項に変更があったときは、その旨を届け出なければならない。ただし、前項の届出のうち、実質株主の届出印鑑のみを変更する場合には、直接名義書換代理人に届出るものとする。</p>

変 更 後	現 行
<p>(外国居住株主等の通知を受くべき場所の届出)</p> <p>第16条 外国に居住する株主、実質株主、登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、前条の手続きのほか、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受くべき場所を定めて、これを届け出なければならない。</p> <p>常任代理人には前条の規定を準用する。</p>	<p>(外国居住株主等の通知を受くべき場所の届出)</p> <p>第15条 外国に居住する株主、実質株主、登録質権者またはそれらの法定代理人は、前条の手続きのほか、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受くべき場所を定めて届け出なければならない。</p> <p>常任代理人には前条の規定を準用する。</p>
<p>(法人の代表者)</p> <p>第17条 株主または実質株主が法人であるときは、その代表者1名を定めこれを届け出なければならない。</p> <p>代表者を変更したときは、届出書に登記簿抄本を添えて届け出なければならない。</p>	<p>(法人の代表者)</p> <p>第16条 株主または実質株主が法人であるときは、その代表者1名を定めこれを届け出なければならない。</p> <p>代表者を変更したときは、届出書に登記簿抄本を添えて届け出なければならない。</p>
<p>(共有株式の代表者)</p> <p>第18条 株式を共有する株主または実質株主は、その代表者1名を定め、これを届け出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。</p>	<p>(共有株式の代表者)</p> <p>第17条 株式を共有する株主または実質株主は、その代表者1名を定めこれを届け出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。</p>
<p>(株主名簿、実質株主名簿および株券の表示変更)</p> <p>第19条 次に掲げる事由により株主名簿、実質株主名簿および株券の表示の変更をしようとするときは、届出書に株券およびその事実を証明する書面を添えて提出しなければならない。ただし、株券が発行されていないときおよび実質株主名簿の表示変更については、株券の提出を要しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 改姓、改名</li> <li>2 親権者、後見人等の法定代理人等の設定、変更または解除</li> <li>3 商号または法人名称の変更</li> <li>4 法人組織の変更</li> </ol>	<p>(株主名簿、実質株主名簿および株券の表示変更)</p> <p>第18条 次に掲げる事由により株主名簿、実質株主名簿および株券の表示の変更をしようとするときは、届出書に株券およびその事実を証する書面を添えて提出しなければならない。ただし、株券が発行されていないときおよび実質株主名簿の表示変更については株券の提出を要しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 改姓、改名</li> <li>2 親権者、後見人等の法定代理人等の設定、変更または解除</li> <li>3 商号または法人名称の変更</li> <li>4 法人組織の変更</li> </ol>

変 更 後	現 行
<p>( 端株主への準用 )</p> <p>第 <u>20</u> 条 本章の規定は、端株主について準用する。</p>	<p>( 端株主への準用 )</p> <p>第 <u>19</u> 条 本章の規定は、端株主について準用する。</p>
<p>( 新株予約権者 )</p> <p>第 <u>21</u> 条 新株予約権者の届出事項に変更があったときは、その旨届け出なければならない。</p>	<p>( 新設 )</p>
<p>第 <u>8</u> 章 株券の再発行</p> <p>( 分割または併合による再発行 )</p> <p>第 <u>22</u> 条 株券の分割または併合により新株券の発行を請求するときは、請求書に株券を添えて提出しなければならない。</p>	<p>第 <u>7</u> 章 株券の再発行</p> <p>( 分割または併合による再発行 )</p> <p>第 <u>20</u> 条 株券の分割または併合により新株券の発行を請求するときは、請求書に株券を添えて提出しなければならない。</p>
<p>( 削除 )</p>	<p>( 喪失による再発行 )</p> <p>第 <u>21</u> 条 株券の喪失により新株券の発行を請求するときは、請求書に除権判決の正本または謄本を添えて提出しなければならない。</p>
<p>( 汚損または毀損による再発行 )</p> <p>第 <u>23</u> 条 株券の汚損または毀損により新株券の発行を請求するときは、請求書に株券を添えて提出しなければならない。ただし、株券の真偽を判別しがたいときは、<u>第9章の規定</u>によるものとする。</p>	<p>( 汚損または<u>段損</u>による再発行 )</p> <p>第 <u>22</u> 条 株券の汚損または<u>段損</u>により新株券の発行を請求するときは、請求書に株券を添えて提出しなければならない。ただし、株券の真偽を判別しがたいときは<u>前条</u>によるものとする。</p>
<p>( 満欄による再発行 )</p> <p>第 <u>24</u> 条 株券の株主名表示欄が満欄になったときは、<u>当会社はこれを回収して新株券を発行する。</u></p>	<p>( 新設 )</p>

変 更 後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>第 9 章 株券喪失登録等</u></p> <p><u>(株券喪失登録請求)</u></p> <p><u>第 2 5 条 株券喪失登録を請求するときは、請求書に株券の取得の事実を証明する書面および株券の喪失の事実を証明する書面ならびに本人確認書類を添えて提出しなければならない。ただし、名義人が株券喪失登録を請求するときは、株券の取得の事実を証明する書面および本人確認書類の提出を要しない。</u></p>	(新設)
<p><u>(株券喪失登録者による抹消の申請)</u></p> <p><u>第 2 6 条 株券喪失登録者が前条の登録を抹消するときは、申請書を提出しなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>(株券所持者による抹消の申請)</u></p> <p><u>第 2 7 条 株券喪失登録がなされた株券を所持する者が当該株券喪失登録の抹消を申請するときは、申請書に株券および本人確認書類を添えて提出しなければならない。ただし、株主または登録株式質権者が申請をするときは、本人確認書類の提出を要しない。</u></p>	(新設)
<p><u>(諸届の準用)</u></p> <p><u>第 2 8 条 株券喪失登録者が株券喪失登録簿の記載または記録を変更するときは、第 1 5 条から第 2 0 条の規定を準用する。</u></p>	(新設)

変 更 後	現 行
<p style="text-align: center;">第 10 章 端株の買取り</p> <p>(端株の買取り)</p> <p>第 29 条 端株の買取りを請求するときは、<u>所定の</u>請求書を提出しなければならない。</p> <p>前項の場合において、端株の買取りを請求する者は、買取価格を指定することができないものとする。</p> <p>端株の買取りを請求した者は、その請求を撤回することができない。</p> <p>実質株主が第 1 項の請求をするときは、その口座を有する機構および参加者を經由するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 端株の買取り</p> <p>(端株の買取り)</p> <p>第 23 条 端株の買取りを請求するときは、請求書を提出しなければならない。</p> <p>前項の場合において、端株の買取りを請求する者は、買取価格を指定することができないものとする。</p> <p>端株の買取りを請求した者は、その請求を撤回することができない。</p> <p>実質株主が第 1 項の請求をするときは、その口座を有する機構および参加者を經由するものとする。</p>
<p>(買取価格の決定)</p> <p>第 30 条 端株の買取請求がなされた場合の買取価格は、請求が第 2 条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所または取次所に到着した日の株式会社ジャスダック証券取引所の公表する最終価格に、<u>買取りを請求する端株の 1 株に対する割合を乗じた額</u>とする。ただし、その日に売買取引がないときは、その翌日以降、最初に売買取引がなされた日の最終価格に相当する額に、<u>買取りを請求する端株の 1 株に対する割合を乗じた額</u>とする。</p>	<p>(買取価格の決定)</p> <p>第 24 条 端株の買取請求がなされた場合の買取価格は、請求が第 2 条に定める事務取扱場所又は取次所に到着した日の株式会社ジャスダック証券取引所の公表する最終価格に株数を乗じた額とする。ただし、その日に売買取引がないときは、その翌日以降、最初に売買取引がなされた日の最終価格に相当する額に、<u>その請求にかかる株式数を乗じた額</u>とする。</p>

変 更 後	現 行
<p>(買取代金の支払い)</p> <p>第<u>3</u>1条 端株の買取代金は、買取価格が決定し、かつ買取請求が第2条に定める<u>株主名簿管理人の事務取扱場所</u>に到着した日から4営業日目に買取請求者に支払う。ただし、第2条に定める<u>株主名簿管理人の取次所</u>において買取請求を受理したときの買取代金は、買取価格が決定し、かつ買取請求が<u>株主名簿管理人の取次所</u>に到着した日から7営業日目に買取請求者に支払う。</p> <p>前項の規定にかかわらず、買取価格が<u>剰余金の配当</u>(中間配当を含む)、株式の分割等の<u>権利付価格</u>であるときは、<u>基準日</u>までに支払うものとする。</p>	<p>(買取代金の支払い)</p> <p>第<u>2</u>5条 端株の買取代金は、買取価格が決定し、かつ買取請求が第2条に定める<u>事務取扱場所</u>に到着した日から4営業日目に買取請求者に支払う。ただし、第2条に定める<u>事務取次所</u>において買取請求を受理したときの買取代金は、買取価格が決定し、かつ買取請求が<u>事務取次所</u>に到着した日から7営業日目に買取請求者に支払う。</p> <p>前項の規定にかかわらず、買取価格が<u>利益配当</u>(中間配当を含む)、株式の分割<u>無償交付</u>、<u>新株引受権</u>(<u>転換社債又は新株引受権付社債の引受権</u>を含む)を受ける権利付価格であるときは、<u>そのための決算期日、基準日、割当日の前日</u>までに、<u>権利落価格</u>であるときは、<u>決算期日、基準日、割当日の翌営業日以降</u>に支払うものとする。</p>
<p>(買取端株の移転の時期)</p> <p>第<u>3</u>2条 買取請求のあった端株の権利は、当社が前条に定める買取代金の支払い<u>1</u>手続を完了したときに当社に移転する。</p>	<p>(買取端株の移転の時期)</p> <p>第<u>2</u>6条 買取請求のあった端株の権利は、当社が前条に定める買取代金につき支払<u>のため</u>の手続を完了したときに当社に移転する。</p>
<p>第<u>1</u>1章 手数料</p> <p>(手数料)</p> <p>第<u>3</u>3条 当社の株式<u>および</u>端株の取扱いに関する手数料は、無料とする。</p>	<p>第9章 手数料</p> <p>(手数料)</p> <p>第<u>2</u>7条 当社の株式<u>ならびに</u>端株の取扱いに関する手数料は、無料とする。</p>

以 上